

## 公 表 第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年3月19日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成26年度

部局名：三潁総合支所

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	臨時職員賃金支給事務	臨時職員の年次有給休暇の付与及び欠勤の取扱いを誤ったことにより、賃金の過不足が発生しているものがある。
			指摘後、速やかに年休付与と欠勤を適正に処理し、賃金の再計算及び追給・戻入処理を行い、賃金の過不足額を調整しました。